

子供・女性安全モニターに関する訓令

発生年月日：平成22年3月23日

文書番号：沖縄県警察本部訓令第3号

公表範囲：全文

改正 平成26年5月9日沖縄県警察本部訓令第21号

(目的)

第1条 この訓令は、子供・女性を性犯罪等（性的欲求に基づく行為であって、刑法（明治40年法律第45号）上の犯罪その他の法令に違反する犯罪に該当するものをいう。以下同じ。）、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案（恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件のうち被害者、その親族等に危害が及ぶおそれのあるものをいう。以下同じ。）及び児童虐待（保護者が、監護する児童に対し身体的虐待、性的虐待、怠慢若しくは拒否又は心理的虐待を加えることをいう。以下同じ。）の被害から守るための対策に関する助言又は提案及びこれらの事案に係る情報（未届出事案、前兆事案等を含む。）の提供を受け、これを積極的に警察活動に反映させるため、子供・女性安全モニター（以下「モニター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

[刑法（明治40年法律第45号）]

(委嘱)

第2条 モニターは、警察署長（以下「署長」という。）が、管轄区域内に居住し、又は管轄区域内に勤務場所を有する者で、次のいずれにも該当するものの中から適格者を推薦し、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱するものとする。

- (1) 警察活動について深い関心と理解があり、人格、識見とも社会的信望を有する者
- (2) 子供・女性の安全対策について、積極的に協力できる者
- (3) 公平、適切かつ素直に意見を述べることができる者
- (4) 地域の実情に精通している者
- (5) 知り得た秘密を将来にわたって保持できる者
- (6) 心身ともに健康で、年齢20歳以上の者

2 署長は、モニターを推薦するときは、子供・女性安全モニター推薦報告書（様式第1号）により、生活安全部子供・女性安全対策課長（以下「子女課長」という。）を経由して、本部長に推薦するものとする。

(定員及び任期)

第3条 モニターの警察署別定員は、別表のとおりとする。

[別表]

2 モニターの任期は、2年とする。ただし、再委嘱することができる。

(委嘱状の交付)

第4条 モニターの委嘱は、委嘱状（様式第2号）を交付して行うものとする。

2 署長は、前項の委嘱状を交付した場合は、子供・女性安全モニター票（様式第3号）を作成し、警察署に備え付けるとともに、その写しを子女課長に送付するものとする。

(解嘱)

第5条 本部長は、モニターから辞任の申出があった場合又はモニターが当該警察署の管轄区域外へ転出若しくは転勤した場合又は適格性を欠くに至った場合は、その任期中にかかわらず解嘱するものとする。

2 モニターに欠員が生じた場合は、署長は速やかにその後任を選定して、本部長に推薦するものとする。

3 新たに委嘱された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(モニターの任務)

第6条 モニターは、子供・女性の安全に関心を持ち、常に地域の実態把握に努め、次に掲げる事項について署長に随時通報するものとする。

(1) 子供・女性を被害者とする性犯罪等、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案及び児童虐待等に関する未届出事案、前兆事案等の端緒情報に関する事項

(2) 変質者、被疑者等の情報に関する事項

(3) 子供・女性を性犯罪等、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案及び児童虐待等の被害から守るための対策に関する助言又は提案に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、子供・女性を被害者とする性犯罪等、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案及び児童虐待に関する事項

(署長の任務)

第7条 署長は、モニターと緊密な連絡体制を保持し、モニターの効果的な運用に努めなければならない。

2 署長は、モニターを運用する場合は、常に十分な保秘に努め、モニターの安全確保について万全の配慮をしなければならない。

3 署長は、前条の通報を受けたときは、子供・女性安全モニター通報処理簿（様式第4号）を作成し、その状況を明らかにしておくとともに、重要事件、他署管内にわたる事件、被疑者情報等については、その都度本部長に通報内容、措置状況等必要な事項を報告しなければならない。

4 署長は、モニターの効果的な活動に資するため、警察署へモニターを招致して行う検討会を年2回（4月、10月）開催し、その状況を本部長へ報告しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、署長は、モニターの活動に必要な情報を随時提供し、及び必要な教養を行わなければならない。

(事務の処理)

第8条 モニターの運営に関する事務は、警察本部にあつては生活安全部子供・女性安全対策課、警察署にあつては生活安全部子供・女性安全対策課の事務に相当する事務を所掌する課において行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(性犯罪モニターに関する訓令の廃止)

2 性犯罪モニターに関する訓令（平成9年沖縄県警察本部訓令第19号）は、廃止する。

附 則（平成26年3月31日沖縄県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月9日沖縄県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成26年5月9日から施行する。